

# 警察職員の職務倫理及び服務に関する規則の施行について

(平成12年2月4日岩警発第114号警察本部長)

各 部 長  
各 所 属 長

このたび警察職員の職務倫理及び服務に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第1号)が別紙のとおり制定され、1月25日に公布、施行された。

この規則の制定の趣旨、内容は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第1 制定の趣旨及び内容

#### 1 制定の趣旨

最近、全国において不祥事案が相次いで発生し、国民の警察に対する信頼を著しく損なったところであるが、警察が県民から負託された任務を全うし、県民の信頼にこたえるためには、警察職員一人一人が職務に係る倫理を保持し、厳正に職務を遂行する必要がある。そこで、警察庁及び各都道府県警察の全警察職員に適用される職務倫理及び服務の基準が、国家公安委員会規則として新たに定められたものである。

#### 2 規則の内容

##### (1) 目的(第1条関係)

第1条は、この規則の目的が、職務倫理及び服務の基準を定めることであることを明らかにしたものである。

##### (2) 職務倫理の保持(第2条関係)

第2条は、警察職員は保持すべき職務倫理について規定したものである。

第1項は、個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持するという警察の任務が、国民から負託されたものであることから、警察職員は一般国民に比して高い倫理観を身につけるよう努め、もって、警察職員に求められる職務倫理を保持しなければならないことを規定したものである。

第2項は、警察職員が保持すべき職務倫理の基本を定めたものである。職務倫理の基本については、「警察職員の信条」が、警察庁を含め全都道府県において定着していることから、おおむねこれを引用している。

なお、第2項第1号の「国家と国民に奉仕」は、「警察職員の信条」では「国家と社会に奉仕」とされていたところ、「社会」という用語が多義的で、いかなる社会を指すのか不明確であることから、本来の趣旨をより明確にするため、「国民」と改めたものである。

##### (3) 服務の基準(第3条から第7条関係)

第3条から第7条までは、服務の基準について規定したものであるが、警察の職務の特殊性から他の公務員に比して特に警察職員が遵守することが求められ、かつ、基準といえるものを、特に規定したものである。

##### ア サービスの根本基準(第3条関係)

警察職員は、他の公務員と同様、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことはもとより、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行しなければならないことを規定したものである。

##### イ 法令等の遵守(第4条関係)

警察職員は、法を執行する立場にあることから、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならないことを規定したものである。

##### ウ 信用失墜行為の禁止(第5条関係)

警察がその任務を遂行するためには国民の信頼と協力が不可欠であるが、信用

失墜行為は、国民の信頼を損ない協力を得難くするものであり、警察の任務の遂行を著しく阻害することから、警察職員は厳に信用失墜行為を戒めなければならないことを規定したものである。

エ 個人に関する情報の保護（第6条関係）

警察職員は、職務上個人に関する情報を取り扱うことが多く、これを知る機会が多いことから、職務上知り得た個人に関する情報（秘密にあたるものに限らない。）を正当な理由なく漏らしてはならないことを規定したものである。

オ 職務の公正の保持（第7条関係）

警察職員は、何人からも、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる財産上の利益の供与又は供応接待を受けてはならないこと、また、職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際をしてはならないことを規定したものである。

3 その他

(1) 現行の「警察職員服務規程」に関する訓令の見直し

本規則は、警察法第5条第2項第17号に規定する「警察職員の勤務の基準」として、職務倫理及びサービスの基準を定めたものであり、全国の警察職員はこの基準に従う必要があることから、現行の「警察職員服務規程」に関する訓令がこの基準に沿ったものとなるよう、改正する予定である。

(2) 「警察職員の信条」の廃止

本規則第2条第2項において、既存の「警察職員の信条」の内容を一部改め、これを「職務倫理の基本」として規定したことに伴い、「警察職員の信条」の制定について（昭和59年8月28日付け警察庁乙務発第7号）は廃止された。

(3) 「職務倫理の基本」の手帳へのちょう付等

本規則第2条第2項で定められた「職務倫理の基本」は、警察職員一人一人に確実に定着させる必要があることから、警察職員が常にこれを確認することができるよう「職務倫理の基本」を記載した書面を警察官にあっては警察手帳、少年補導職員にあっては少年補導職員手帳の恒久用紙にちょう付し、その他の職員にあっては適宜の方法で携帯することとする。

第2 解釈・運用及び留意事項

1 解釈及び運用

(1) 第1条(目的)関係

本規則でいう「職務倫理」とは、警察職員がその職務に関連して保持しなければならない道義上の規範であり、「服務」とは、警察職員がその勤務に服するに当たって守らなければならない義務である。

(2) 第2条第2項(職務倫理の基本)関係

「職務倫理の基本」第1号の「国家と国民に奉仕」の「国家」とは、その在り方を最終的に決める権利を国民が持ち、その活動が国民のために行われる、いわゆる法人としての国家であり、「国民」とは、国家の在り方を最終的に決める主権者たる国民である。

(3) 第4条(法令等の厳守)関係

警察職員が厳守しなければならない「上司の職務上の命令」とは、発令者が職務上の上司であること、受命者の職務に関するものであること、その内容が法規に抵触しないことの要件を具備している必要があり、違法であることが明らかな命令に従ってはならないことは、言うまでもないことである。

(4) 第5条(信用失墜行為の禁止)関係

「信用失墜行為」とは、職務に関連する非行に限らず、例えば、勤務時間外に飲酒運転を行う、不相应な借財をするなど、個人的な行為であっても、警察職員としての身分を有するが故に、職務に支障を及ぼし警察の信用を損なうこととなる行為をも含むものである。

(5) 第6条(個人に関する情報の保護)関係

本条においては、個人に関する情報についてのみ規定しているが、個人に関する情報以外の職務上知り得た秘密についても、漏らしてはならないこと（国家公務員法第100条第1項、地方公務員法第34条第1項）ことは言うまでもなく、これは、本規則第4条の「法令の厳守」で読むこととなる。

(6) 第7条（職務の公正の保持）関係

「職務に利害関係を有する者」とは、当該職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）並びに当該職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼしうると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）をいう。

2 留意事項

(1) 「職務倫理の基本」の職員への定着

「職務倫理の基本」の警察手帳等へのちょう付については、警察職員一人一人がその意味を十分に理解し、自らの中に定着させる必要があることから、職員に徹底すること。

(2) 「職業倫理」の呼称の廃止

従来、警察職員が保持すべき職務に係る倫理を「職業倫理」と呼んでいたが、本規則第1条において、これを「職務倫理」として規定したことに伴い、今後は「職業倫理」という呼称は用いず、「職務倫理」と呼ぶこととするので、留意すること。